

IX - NE 50 - 1

1. 撮影：平成29年12月
現地調査：令和元年12月
図化：令和2年1月

市 総 房 南 関 機 画 計

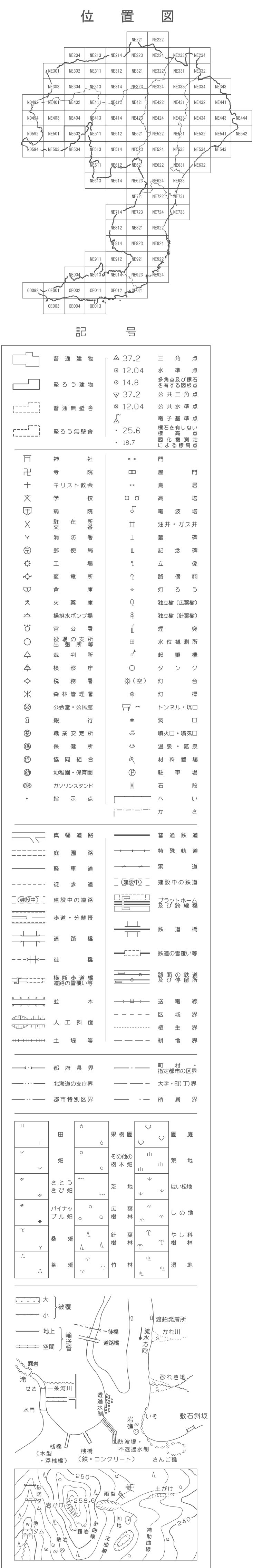


	普通建物	△ 37.2	三角点
	建物	世 12.04	水準点
	堅ろう建物	○ 14.8	多角及び碑石
	普通無壁舍	▽ 37.2	共有円筒国府
	堅ろう無壁舍	⊗ 12.04	公共三角点
	堅ろう無壁舍	△	公共水準点
	堅ろう無壁舍	・ 25.6	電子基準点
	堅ろう無壁舍	・ 18.7	標石を有しない
			図化し得ない
			による標高

	国 道 筋		都 道 筋
	都 道 筋		特 殊 道 筋
	般 道 筋		(線路〇) 線路の駅
	建設中の線路		バス停留所
	歩道・分岐路		踏切
	道路橋		鉄道の信号機等
	信号機		信号の保護線
	橋梁の信号機等		信号の保護線
	踏切		区 域 界
	人工湖等		緑 地 界
	土 堤		緑 地 界

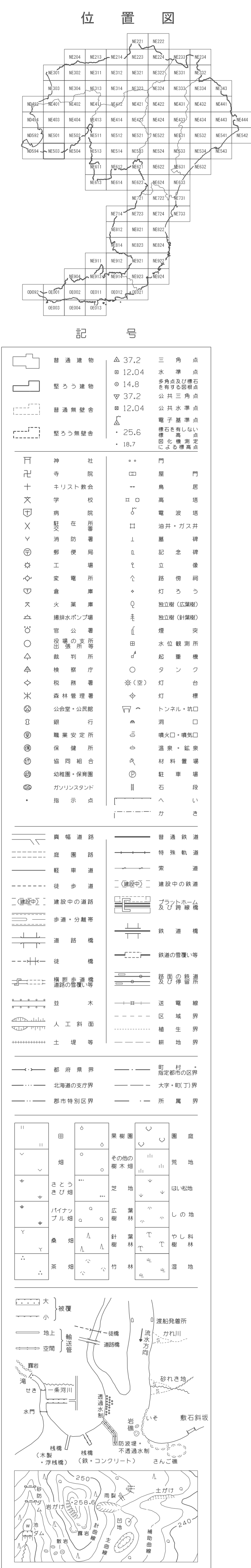
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

1 : 2,500
IX - NE 50 - 2



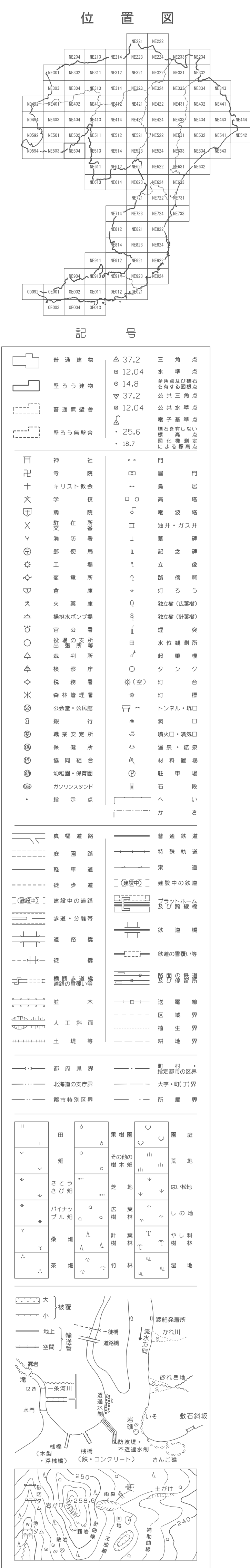
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX - NE 50 - 2



市 総 房 南 関 機 画 計

1 : 2,500
IX - NE 50 - 4



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル